

介護職員等の処遇改善の取組

当法人は「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」又は「指定施設サービス等に要する費用の算定に関する基準」に定める『介護職員処遇改善加算（Ⅰ）』を取得し、「養護老人ホームちのみの郷」及び「特別養護老人ホームちのみの杜」の介護職員の賃金、福利厚生、資質の向上に努めております、

具体的な取り組みは次のとおりになっております。

○賃金改善

- ・給与規程に基づく確実な定期昇給（毎年4月1日）
- ・給与規程の改定による基本給の増額（毎年）
- ・介護職員処遇改善一時金の支給（特別養護老人ホームちのみの杜のみ）

○資質の向上

- ・資格取得を目指す職員に対し受験申込金、教材費、研修費等の費用の半額助成。
また、これに係る交通費及び宿泊費の半額助成。

○労働環境等

- ・情報・記録設備の活用による共有などの事務、業務の軽減、省力化
(養護老人ホームちのみの郷のみ)
- ・介護職員の精神的・身体的負担を軽減するための見守り機能装着ベッドの導入
- ・中途採用者の特化した配置
- ・経験年数、資格取得に応じた昇給
- ・ “ ” による非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

また、令和元年10月からは介護職員以外にも一定の処遇改善が図られるよう、養護老人ホームちのみの郷は「介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ」、特別養護老人ホームちのみの杜では「介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ」を新たに取得し、更に介護職員の処遇改善が図られ、特別養護老人ホームちのみの杜では、重ねて介護職員等特定処遇改善一時金の支給も見込まれます。